

令和 8 年 7 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 8 年 7 月 6 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和8年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年7月6日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時8分

2. 場 所 山内公民館 多目的ホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 農業利用最適化推進委員で出席した者

山口 和利、山田 富久、差形 勝見、西村 栄義、有森 日出美、山口 恭広
原口 昭文、大久保 政則、蒲地 哲也、奥山 邦明、山口 高陽、山口 剛広
森 智、木寺 修、山崎 秀美、福田 克義、下平 武二、北川 信行、
鈴山 春樹、中原 位、宮原 洋昭、平川 香、古賀 勝、橋口 康則、
立川 浩吉（以上25名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第5号	地域計画変更（案）に対する意見聴取について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局 定刻になりましたので、令和8年7月の農業委員会総会を始めたいと思います。

本日、農業推進委員の小柳満委員より欠席ということで届出がっております。

農業委員については全て出席となっております。

農業委員の欠席者0名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立いたします。

それではただいまから総会の方始めていきたいと思います。これからは会長の進行でよろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、令和8年7月の武雄市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名人に、7番 田代 了三 委員、14番 井手 広夫委員を指名します。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いいたします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 6月総会審議後の転用許可状況について報告。

会 長 事務局から報告がありました、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されています。

この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

申請番号1番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑1筆で〇〇㎡です。申請事由です。譲渡人、地区外に居住し、高齢病気にて耕作管理することができない。譲受人、隣地に移住することができ、移住後に耕作しやすい為。農地の価格、1筆 〇〇円です。

申請番号 2 番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田 5 筆 〇〇㎡、畑 2 筆の〇〇㎡、合計〇〇㎡です。申請事由です。譲渡人、県外に居住している為、耕作維持管理することができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすい為。土地の価格は発生しておりません。

続きまして 2 ページ目になります。申請番号 3 番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田 4 筆の〇〇㎡、畑 1 筆〇〇㎡。合計〇〇㎡です。申請事由です。譲渡人、高齢の為、耕作・管理することが困難である。譲受人、実父より引き継いで耕作管理を行う。土地の価格は発生しておりません。

申請番号 4 番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑 1 筆 〇〇㎡です。申請事由です。譲渡人、昭和 40 年頃土地を交換していたが、所有権移転登記がされてなかったので今回名義変更を行う事にした。譲受人、名義変更を行い、耕作し、維持・管理する。ということで農地の価格は発生しておりません。

続きまして 3 ページになります。

申請番号 5 番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑 7 筆 〇〇㎡、田 2 筆〇〇㎡。合計〇〇㎡です。申請事由です。譲渡人、相続により取得したが、農業経験がないため、耕作・管理することができない。譲受人、同町内在住であり、長男も農業従事者であり、耕作し、維持・管理することができるということで、農地の価格は発生しておりません。

以上 5 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 5 件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

〇〇 番 申請番号 1 番です。別に問題はありませんということで印鑑を押しました。以上です。

〇〇 番 申請番号 2 番です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇の方に居住されていまして、その家は空き家バンクに登録されていて、譲受人の自宅の近くであるため耕作しやすいということですが、今後こちらの方に引っ越しされてその家の方ですけど土地も一緒に畑と田が付いておりまして、現在近くの人に小作を頼んで耕作をしている訳ですけど、こちら引っ越してこられたら、その人に習いながら農業をしたいという事、あと畑は野菜等自分たちが作って育てたいという事で、印鑑を押しました。以上です。

〇〇番 申請番号 3 番です。譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんは親子関係です。姓が違いますけど〇〇さんが一緒に暮らしておられます。そういう状況

でございました。ご高齢で終活の一環で娘さんに引き継いでいただくという事で、自分の田んぼ畑を全て権利を贈与したいという事をおっしゃっておられました。場所も問題無ありませんでしたので、推進委員の〇〇さんと一緒に確認をしてきました。以上です。

〇〇番 申請番号5番です。〇〇さんと〇〇さんは親戚になられます。〇〇さんのお父さんが亡くなられていて、農作業は一切した事ありませんでしたので、〇〇さんの方に譲りたいという話でした。大体みかん畑でございましたたでもいらんという事で、やってくれんね私がしますこがんよか事は無いという事で現地を確認しましたが問題無いと思います。

会 長 それでは地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(「なし」の声多数あり)

会 長 3番の件は生前贈与ですよ。

〇〇番 はい。

会 長 質疑も無いようですので質疑を留めます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件については許可する事に決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されております。この議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページ、付近見取図及び土地利用計画図は1ページからとなります。申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡です。申請事由です。後継者がいない状況で、耕作をやめて申請地に、花木(かぼく)を

植栽して景観を整える。ということで、あじさいを 800 本植栽される予定です。申請地は六角川流域の特定都市河川流域で 1,000 m²を超えており、特定都市河川浸水被害対策法に基づく県への事前協議をされており、雨水浸透阻害行為に該当しないとの回答を県よりもらっています。こちらは、令和 5 年 10 月に農振除外済となっています。完了時期は許可後 3 カ月後となっています。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の田 1 筆 〇〇 m²です。申請事由です。農業用機械の保管、肥料や資材の保管、農作物の保管庫となる農業用倉を建設するということで、工事完了時期は許可後 1 カ月後となっております。一部農業用小屋を既に設置されていますので、始末書が添付されています。こちらは、令和 8 年 3 月に農振除外済となっています。

以上 2 件、農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番 申請番号 1 番です。この土地には〇〇神社の境内にと言いますか〇〇神社の所有でありまして、駐車場にせんねという事で話をしていたのですが、〇〇神社で駐車場はいらないということでアジサイを植えるという事で別に他の土地には関係ありませんので印鑑を押しました。

〇〇番 申請番号 2 番です。〇〇さんの土地ですが、田んぼとなっていますけれども、荒れて、たい肥倉庫として使っていました。特に問題もないと思い印鑑を押しました。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

3 番 申請番号 1 番ですけれども、地目は最終的に何になりますか。

事務局 法務局の方で現地を確認されて地目変更されますので、アジサイを植えられたら完了届出を農業委員会へ提出していただいて、完了証明書を〇〇さんにお渡ししてそれを持たれて法務局の方に行かれます。法務局の方で現地確認されて、どのような地目になるかは法務局の判断になります。

会 長 他にございませんか。それでは他に質疑もないようですので、質疑を留めます。

会 長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請2件については本委員会としては許可してもさして使えないとの意見をつけて佐賀県知事に送ることに意義ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請事を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されています。事務局に説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書5ページからになります。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の田1筆〇〇㎡です。申請事由です。現在市内の賃貸住宅に居住しているが今後の生活を考え実家に近く住環境の良い申請地に住宅を建設するということで、一般住宅を予定されています。工事完了時期は許可後8カ月後の予定です。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の田3筆〇〇㎡です。1,000㎡を超えていますので、6月の調査委員会の案件となっております。また、3,000㎡を超えていますので、7月の常設審議委員会案件ともなっています。申請事由は、申請地は比較的静かな場所で住環境が良く保育園・小学校などの施設も比較的近くにあり生活するにも好条件の場所で、地主の同意も得られたので計画したということで、宅地分譲で9区画を予定されています。3,000㎡を超える開発ということで、県へ開発行為許可申請書を提出されています。また、盛土が1.1mと1メートルを超えています。対象農地は盛土規制法に基づく規制区域外となっていますので、届出は不要となっています。また、六角川流域の特定都市河川流域内での

1,000 m²以上の開発になりますので、雨水貯留浸透施設である調整池が農地北側に設置されております。なお、工事完了時期は令和9年4月30日进行预定されています。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。行政区は〇〇区になります。農地は〇〇町の田2筆〇〇m²、畑1筆〇〇m²、合計〇〇m²となります。こちらでも1,000 m²を超えていますので、6月の調査委員会の案件となっております。同時利用地として3筆の宅地〇〇m²を利用され、土地利用計画は全体で〇〇m²となっています。申請事由です。住んでいる地区は、甚大な浸水被害を受けている。現在、災害時の対応は近隣の空き地等を一時避難場所としているが、復旧作業には支障をきたしている。地元からの要望も強く、予測できない水害被害に対応するため、災害対応用の土地を確保し備える計画をしたということで、冠水時の車両や農機具等の避難場所である防災ステーションを予定されています。3,000 m²を超える案件ですが、土地のみの開発で建物は建てないということで、県への開発行為許可申請書の提出は不要で、市の方へ開発行為届出を提出されています。また、盛土が、1.95 mで、対象農地は盛土規制法に基づく規制区域内となっておりますので、特定盛土等に関する届出書を提出されています。また、六角川流域の特定都市河川流域内での1,000 m²以上の案件になりますので、雨水貯留浸透施設である調整池が農地東側の方に設置されています。なお、工事完了時期は令和8年9月30日の予定です。

以上3件、農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。

事務局からの説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち2番及び3番の案件については令和8年6月24日（水）に調査委員会を行いましたので座長の〇番〇〇委員から調査結果の報告をお願いします。

〇〇番 調査委員会の報告をします。令和8年6月24日午後1時30分からA班及び地元農業委員より武雄市橘公民館小会議室にて調査委員会を開催し議案第3号農地法5条の受け入れを許可申請受け入れについて審議しました。申請番号2番宅地分譲予定地について調整地からの排水経路はどうなっているのかという質疑に対し調整池への雨水や生活排水が常に流れ込むため隣接する既存の水路に直接排水させるには自然流下が難しいため、里道を横断した下流部に接続させ自然流下させるとの回答がありました。

申請番号 3 号防災ステーション予定地について

申請者は個人か会社かどちらかという質疑に、個人での申請になるとの回答がありました。また、防災ステーションは〇〇町在住の全員が利用対象者になるのかとの質疑に対して、地元地区の方が利用対象になるとの回答がありました。以上、質疑等はありませんでしたが、この案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりました。地元委員さんより補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番 申請番号 1 番の件です。親子関係でございまして、息子の方が区外に出ておりまして。自宅前の自分の土地の上に家を建てたいと申請を出されました。計画図の 8 ページにありますけどもこの太線のところ、約〇〇㎡位を埋め立ててそこに家を建てるという事で、周辺の農地を推進委員さんと二人で見たところ別に問題はありませんでしたので、判を押しました。

〇〇番 申請番号 2 番の件です。これは用途地域内の農地にあってなんら問題は無いと判断し印鑑押しました。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 申請番号 2 番の件です。この土地利用計画の 11 ページですけど、〇〇さんですね。宅地分譲の分ですけど、この里道が少し狭かったんですね。ここを少し広めるとおっしゃいましたね。そしてこの水路もですね右のほうに行く水路の方がとんち行ってから〇〇番地の宅地の上の方は水路なんですけども、この水路もですね右の方は流れが良かったのでこちらの方に流すというのもどう話されたのか補足をしておきます。

会 長 それでは質疑もないようですので、質疑を留めます。議案 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件としては本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて佐賀県知事に送る事に決しました。

——《議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について》——

会 長 次に議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号武雄市農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。
議案書は別冊になっております。こちらは農地中間管理事業の推進に関する
法律第18条第3項の規定により農業委員会の意見を聴取するものです。1ペ
ージをご覧ください。

こちらに令和8年度第4号利用集積等促進計画（案）を記載しております。
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。全体の合計とい
たしましては田新規6件、12筆、9,985.07㎡、田再設定8件、13筆、18,19
6㎡、となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しております。

また、利用権設定解除については12ページに記載をしておりますのでご
確認下さい。

先月、6月の総会であつせん委員の指名についてご審議いただきました農
地売買等事業の所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画案については13
ページ、いちばん最終ページに記載をしておりますので、ご確認下さい。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満た
していると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 それでは事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を開始い
します。何かございませんか。

会 長 質疑も無いようでありますので、議案第4号に質疑を留めます。

会 長 議案第4号の利用集積等促進計画（案）については原案通り「意見なし」と
回答する事にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）につ
きましては、原案通り意見なしと回答する事に決しました。

——《議案第5号 地域計画変更（案）に対する意見聴取について》——

会 長 議案第5号地域計画変更（案）に対する意見聴取についてを議題といたしま
す。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号地域計画変更（案）についてです。資料については別冊になり

ます。申請番号 1 番です。地域計画変更に係る意見の聴取についてになります。

土地は〇〇町の田 2 筆〇〇㎡です。提案理由については農業基盤強化促進法第 19 条の基づく地域計画の変更について、同条第 6 項の規定に基づき市長に意見を求められたため審議を求めるものであります。当該地域については継続的に事業を行うために必要であり、散在する事業用車両駐車場を纏める計画という事で申請をされております。この件については地域計画としては妥当であると判断しております。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 議案の説明は終わりました。議案第 5 号についてご意見ご質疑等ありましたら出していただきたいと思います。何かございませんか。

会 長 無いようでございますので、議案第 5 号の質疑を留めます。議案第 5 号地域計画変更（案）については、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められると回答する事にご意義はございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 5 号地域計画変更（案）については農用地区計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いと認められると決しました。

———《議案第 6 号 武雄市非農地証明について》———

会 長 次に議案第 6 号武雄市非農地証明についてを議題といたします。
非農地証明願いが 1 件提出されております。
この議案について事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号武雄市非農地証明願いについてご説明いたします。
資料は議案書 7 ページです。申請番号 1 番土地は〇〇町の畑 3 筆合計の〇〇㎡になります。農地で無くなった原因については、昭和 50 年以前は畑として使用していたが、その後栽培をやめ、昭和 52 年頃に植林を行い山林となっている。という事で事務処理用該当事項の第 4 号に該当するものと判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について地元委員から補足説明があればその説明を受けてから質疑に入りたいと思います。
地元委員さん何かございませんか。

〇〇番 申請番号 1 番です。先ほどの議案 1 号で届けありました所有権移転の〇〇さんの農地でした。3 条の申請が出た同日にここも現地変更したらという事で出していただいたのですが、もうほとんど畑ではなくて山になっておりまし

て、これは非農地にされた方がよろしいんじゃないですかという事をその時申し上げておりました。そしたらもうそれが良いだろうという事で非農地の申請をされるに至ったところでございます。昔は畑として〇〇さんの親御さんの世代は畑として耕作をされていたようでございますけど、〇〇さんもう82歳の方でもう全然行った事もないような所だったという事で周りも山でございました。という事で畑には出来きないんじゃないかと言う事で推進員の〇〇さんと一緒に確認をしたところでございます。以上です。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番 2つ原因が書いてあるとけど、昭和52年頃に植林を行い山林になったとかいてあるのと、自然的荒廃の土地でかつ耕作できなくなったというのと、どちらが本当の事なのか意味がわからない。植えてなったのか自然になったのか書いてあり全然違う感じが違うので、どちらなのか気になりました質問です。

会 長 まあ、昭和52年頃に農転といいますか山林にすると法務局に出されていたらこう言う事はなかったと思いますけど。

〇〇番 自然荒廃でも良いんですが、植林を行ったと木を植えてそうなったのか違う事を書いてあるので、ちょっとわからないと思います。ピンとこないかと、それだけです。それだけ気になるだけです。どちらかにした方が良いんじゃないかと。

事務局 基本的には植林をされておりまして、その部分が年月が経って10年以上という事になります。元々の原因は植林ということになります。

会 長 〇〇番委員大丈夫ですか？

〇〇番 はいわかりました。

会 長 植林をする時に本当は農転してもらっていないといけなかったという事で、非農地証明とか畑をしないと言う事で出してもらった方が良かったかと思いますが、〇〇さんはもう生前贈与されるくらいですから、終活される生前贈与は税金も贈与税がかかるですけども、それでも譲られたという事は私は少し認知症でも出てたのかとおもいましたけれども、それは無いみたいですので、なんでもやっぱりですね先代の方がですね、ちゃんとしてですね、次の方に譲ってもらった方が後は本当に助かりますのでこういう案件もですねこれからどんどん出るんじゃないかと思います。

会 長 それでは質疑も無いようでございますので、議案第6号武雄市非農地証明1

件について原案通り証明することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第 6 号武雄市非農地証明 1 件について原案どおり証明することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして本日準備されました議案報告につきましては全て終了しました。
これをもちまして令和 8 年 7 月の総会を終わります。